

居宅介護支援事業所重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています
(野洲市指定第2571300199号)

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容について次のとおり説明します。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 077-586-5444 (FAX 077-586-5159)

営業日	月曜日～金曜日 (但し12月30日～1月3日までを除く)
営業時間	8時30分から17時30分

営業日・営業時間以外の連絡先 電話 077-586-5444

営業日・営業時間以外でもお気軽にご相談ください。

管理者：山田育代

2. 当事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターぎおうの里
所在地	滋賀県野洲市富波甲1340番地1
事業所の指定番号	野洲市第2571300199号
サービスを提供する 通常の事業実施地域	野洲市 ※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人 野洲慈恵会
所在地	滋賀県野洲市富波甲1340番地1
代表者	理事長 奥村 義一

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者(兼主任介護支援専門員)	1名	業務管理および主任介護支援専門員業務	常勤1名
介護支援専門員	4名	・居宅サービス計画の作成 ・指定居宅サービス計画等の連絡調整	常勤3名 非常勤1名

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供をおこないます。
事業の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立をおこないます。 4. 事業の運営に当たっては、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。 5. 上記の他「野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年野洲市条例第2号)」を遵守します。

6. 提供するサービスの内容と料金

(1) サービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	利用者・家族とともに、必要な援助を考え、サービス担当者会議等をおこない、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者については、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介し、利用者・家族の意向を尊重し、必要な調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1ヵ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅にうかがって、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理をおこないます。
要介護認定等の協力、援助	利用者が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代わっておこなったり、その他必要な援助をおこないます。

利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関する相談をお受けします。
医療との連携	指定居宅サービス事業者等から利用者の心身または生活の状況に係る情報を受けたとき、利用者の同意を得て、必要と認めるものを主治医等に連携をします。

【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

(2) サービス利用割合等

重要事項説明書別紙 1「居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書」のとおりです。

(3) サービス利用料金

重要事項説明書別紙 2「ケアプランセンターぎおうの里利用料金」のとおりです。

7. 料金の支払い時期と支払方法

支払時期 料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

8. 入院を必要とする時の対応

利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えてください。

9. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。
お気軽に事業所などにご相談ください。

10. 契約の終了について

(1) 利用者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から契約の終了を申し出ることができます。その場合には、契約終了日を事前に文書でお申し出ください。

(2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約）

やむを得ない事情がある場合は、事業者は契約終了の1ヶ月前までに利用者に文書で通知することにより、この契約を解約（終了）することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(3) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、

この契約を解除することができます。

- ①利用者の病気、入院、または介護保険施設への入所・入院等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ②利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 以下の事項に該当した場合は、契約は自動的に終了となります。

- ①利用者が介護保険施設（介護老人保健施設を除く）に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

1 1. サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する下記の下ラズメント（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例：物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる、など
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする、など
セクシュアルハラスメント	意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為 例：必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、など

1 2. 緊急時の対応方法

サービス提供中に健康状態が急変された場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに主治医に連絡するなど必要な処置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および関係各機関並びにご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 相談・苦情窓口

相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当センター利用者相談・苦情担当

担 当	苦情解決責任者	管理者	山田 育代
	苦情受付担当者		田堂 純江
			福本 世志子
			佐々木 真素美

梅村 優子

電話 077-586-5444

FAX 077-586-5159

○第三者委員

当施設では苦情等の解決にあたり、中立的な立場で解決の支援を行う第三者委員を設置しています。第三者委員は定期的に施設を訪問しており、訪問時に苦情や要望などの相談をすることができます。また直接電話にて相談することもできます。

(第三者委員の氏名や電話番号等は施設内に掲示しております。)

②その他苦情受付機関

野洲市役所（代表）	所在地	野洲市小篠原2100-1 電話 077-587-1121
野洲市役所介護保険課	所在地	野洲市小篠原2100-1 電話 077-587-6074
滋賀県国民健康保険団体 連合会	所在地	大津市中央4丁目5-9 電話 077-510-6605
滋賀県運営適正化委員会	所在地	草津市笠山7丁目8-138 電話 077-567-4107

上記以外にも各市町村において苦情受付窓口があります。

15. その他

この重要事項説明書は大切に必ず保管してください。

本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	野洲市富波甲1340番地1
	名称	社会福祉法人 野洲慈恵会
		ケアプランセンター ぎおうの里
	管理者	山田育代 印
説明者	所属	ケアプランセンター ぎおうの里
	氏名	印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

本人	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印
	本人との続柄等（	）